

2. 上位計画の整理

小城市土地利用方針の主要な上位・関連計画について整理を行った。

表 2-1 上位計画・関連計画の整理一覧

佐賀県の計画	人口減少・超高齢社会に対応した佐賀県に適した都市のあり方	2.2頁
	小城都市計画区域マスタープラン	2.8頁
小城市の計画	小城市都市計画マスタープラン	2.14頁

2.1. 人口減少・超高齢社会に対応した佐賀県に適した都市のあり方（基本方針）

2.1.1. 位置付けと役割

人口減少・超高齢社会に対応した佐賀県の基本的な考え方を取りまとめたものであり、平成17年4月に策定した「佐賀県の都市計画に関する基本方針」を補完する。

2.1.2. 都市づくりの現状と今後の課題

現状	課題
1. 人口減少・超高齢社会の到来 2. まちの郊外化の進展 ①都市機能の拡散 ②高齢者等の交通弱者の増加 ③社会資本整備の効率の低下 3. 中心市街地の空洞化 ①中心市街地の魅力の低下 ②中心市街地の空洞化 4. 失われていく田園環境 ①田園景観・環境の悪化 ②生活環境の悪化やコミュニティの弱体化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡大・拡散型の都市構造ではなく、既存の社会資本のストックを有効活用しつつ、選択と集中によるメリハリのある集約拠点の形成 ・ 限りある都市機能を拠点相互に補完し連携交流を促進する、公共交通ネットワークの形成 ・ 大規模集客施設などの無秩序な拡散を抑制する優良農地の保全や豊かな自然環境・佐賀らしい田園景観と調和した、計画的なまちづくりによる集落単位の集約拠点の形成 ・ 拠点ごとのコミュニティの再生、人の顔の見えるまちづくり ・ 地域の歴史・文化資源などを活かし、住民・CSO・民間事業者・行政の連携・協働により、地域の活力を創出

2.1.3. 佐賀県の都市計画に関する基本方針

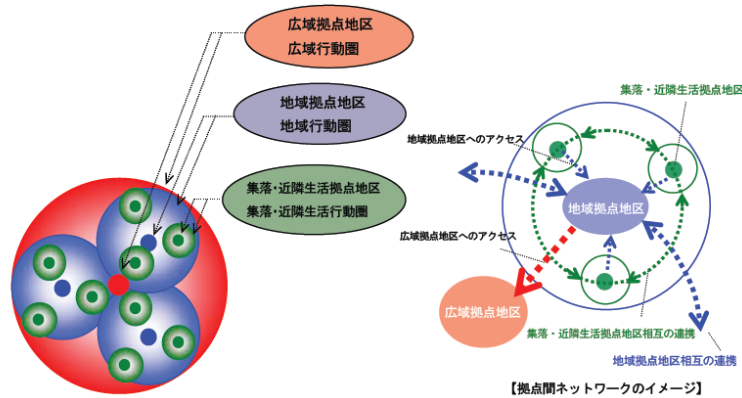
県土づくりの基本理念	
理念1	中核拠点の形成及び各都市が連携した活力ある都市づくり ●中核拠点の形成及び地域拠点の形成 ●コンパクトな市街地形成 ●地域間のネットワークの強化 ●県際交流の活性化
理念2	豊かに安心・快適に暮らせる都市づくり ●多自然居住地域の形成 ●自然と調和した都市づくり ●全ての人にやさしい都市づくり ●災害に強い都市づくり
理念3	地域の特性を活かした個性と魅力ある都市づくり ●歴史的環境の保全・活用、景観形成 ●良好な自然環境の保全・整備、景観形成

県土整備の方向	
①	佐賀市を中心とした中核都市圏の形成
②	県内都市のコンパクトな市街地形成と相互の連携・交流
③	多自然居住地域の形成
④	県際交流圏の形成

2.1.4. 目指すべき都市づくりの目標

目標1	「集約拠点・地域ネットワーク型の都市づくり」 既存の社会資本のストックを有効に活用しつつ、選択と集中による集約拠点づくりを推進するとともに、限りある都市機能を拠点相互に補完し、連携交流を促進する公共交通ネットワークの形成を図る。
目標2	「田園環境保全型の都市づくり」 大規模集客施設等の無秩序な拡散を抑制しつつ、農業振興の基盤となる優良農地を保全し、豊かな自然環境・佐賀らしい田園景観と調和した、集約拠点の形成を図る。
目標3	「地域参加協働型の都市づくり」 住む人にとって誇りと愛着を感じ、訪れる人にとって印象に残る個性あるまちづくりを進めるため、地域の歴史・文化資源などを活かし、住民・CSO・民間事業者・行政の連携・協働により、地域の活力を創出していく。

2.1.5. 目指すべき都市づくりを推進するための基本方向



※ 各拠点地区は、都市的サービスの機能を相互に補うためにネットワークで連携を図ります
 広域行動圏：高度で多様な都市的サービスを受けるための行動範囲（概ね半径15～20km圏）
 地域行動圏：多様な都市的サービスを受けるための行動範囲（概ね半径5～10km圏）
 集落・近隣生活行動圏：基本的な生活サービスを受けるための行動範囲（概ね半径500m～2km圏）

図 2-1 約拠点・地域ネットワーク型の都市のイメージ

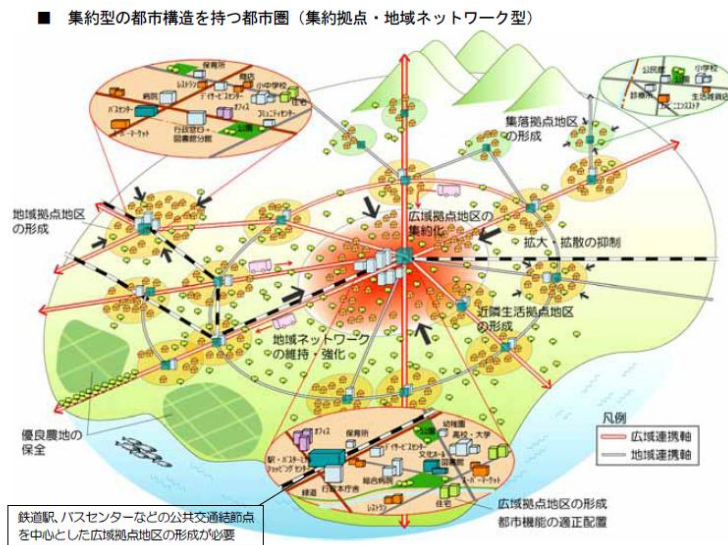


図 2-2 集約型の都市構造を持つ都市圏（集約拠点・地域ネットワーク型）

2.1.6. 各拠点を支える地区の機能整備の基本方向

地区	機能	サービス施設の例
広域拠点地区	医療・保健・福祉、教育・文化、消費など高度で多様な都市的サービスを提供できる地区	総合病院、デイサービスセンター、保育園、大学・高校、文化ホール、ショッピングセンター、行政本庁、駅・バスターミナル など
地域拠点地区	医療・保健・福祉、教育・文化、消費など多様な都市的サービスを提供できる地区	病院、デイサービスセンター、保育所、小学校・中学校、コミュニティセンター、スーパーマーケット、行政支所、バスセンター など
集落・近隣生活拠点地区	医療、教育、消費など日常生活の暮らしを支えるサービスを提供できる地区	診療所、小学校、公民館、コンビニ、生活雑貨店 など

(1) 広域拠点地区の機能

医療・保健・福祉、教育・文化、消費など高度で多様な都市的サービスを提供できる地区

<広域拠点の配置イメージ>

中心市街地や駅周辺の都市機能が集積した地区、または公共公益施設の集積した地区を県民生活の向上や経済活動の高度化を図るために広域拠点地区として位置づけ



図 2.2 広域拠点地区のイメージ

[都市的サービス施設の例]

総合病院、デイサービスセンター、保育園
大学・高校、文化ホール、ショッピングセンター
行政本庁、駅・バスターミナル など

※ 佐賀市は、県勢の発展を牽引する中核都市として、生活、産業、観光などの高次元都市機能の集積・強化を図り、中核拠点を形成

(2) 地域拠点地区の機能

医療・保健・福祉、教育・文化、消費など多様な都市的サービスを提供できる地区

<地域拠点の配置イメージ>

中心市街地や役場を中心として、公共公益施設が集積した地区を効率よい都市的サービスを提供することを目的に地域拠点地区として位置づけ

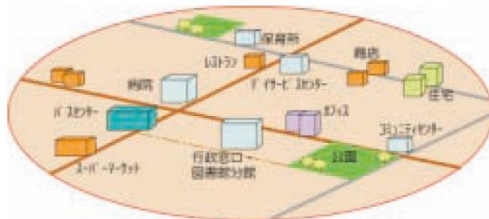


図 2.3 地域拠点地区のイメージ

[都市的サービス施設の例]

病院、デイサービスセンター、保育所、
小学校・中学校、コミュニティセンター
スーパーマーケット、行政支所、バスセンター など

(3) 集落・近隣生活拠点地区の機能

医療、教育、消費など日常生活の暮らしを支えるサービスを提供できる地区

<集落・近隣生活拠点の配置イメージ>

農村集落部の集落中心や都市部の基礎コミュニティ単位（小学校区の規模）の中心など、基礎コミュニティ維持を目的として、集落・近隣生活拠点地区として位置づけ



図 2.4 集落・近隣生活拠点地区のイメージ

[生活サービス施設の例]

診療所、小学校、公民館、コンビニ、生活雑貨店 など

図 2-3 各拠点地区のイメージ

2.1.7. 公共交通ネットワークに関する基本方向

- ・ 県内主要都市における交通混雑を解消し、円滑な都市活動を支える都市内幹線道路の整備を推進
- ・ 県内外を結ぶ高規格幹線道路等や、主要な国道、県道などによって形成される、広域交流ネットワークの形成を推進
- ・ 幹線道路等の充実に加え、県内5地域の地域内の広域拠点、地域拠点、集落・近隣生活拠点を結ぶ公共交通について強化
- ・ 県民が安心して暮らしていくために、バス等公共交通の確保に向けて、廃止路線の代替路線等の確保やコミュニティバス等を導入
- ・ 高齢者の生活を支える移動手段として公共交通を効率的に運営していくため、まちの拡大・拡散を防止し、集約型のまちをつくり、都市機能を集約した拠点となる地区を形成

2.1.8. 集約拠点づくりと大規模集客施設に関する基本方向

- ・ 社会資本のストックを有効に活用しながら、各拠点を形成していくため、都市計画制度を積極的に活用し、まちの規模に応じた拠点を形成
- ・ 都市計画区域外では、都市計画区域及び準都市計画区域の指定を行い、用途地域及び地区計画の決定などにより、土地利用のコントロールを図りながら、拠点を形成
- ・ 社会資本整備や集約拠点の形成に大きな影響を及ぼす大規模集客施設の立地については、市町が取り組む各拠点（特に広域拠点地区や地域拠点地区）形成の目的に応じて、県が広域的な観点から都市計画制度を活用しながら適正な立地を形成
- ・ 各拠点間や拠点周辺の公共交通ネットワーク形成のため、住民、CSO、地権者、民間事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら取り組む

2.1.9. 中部地域の将来地域構造



図 2-4 中部地域の将来地域構造（佐賀県の都市計画に関する基本方針より）

2.1.10. 目指すべき都市づくりに関する基本方針

(1) 都市計画制度の活用に関する事項

都市計画区域の指定方針については「佐賀県の都市計画に関する基本方針」で示していることから、準都市計画区域の指定方針が示されている。

項目	内容
準都市計画区域の指定目的	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な整備又は開発を行う必要はないものの、開発自体を抑制する区域ではないため、開発や建築による用途の混在や農地転用に対する開発圧力により不適切な農地の侵食、散発的な都市的土地利用が発生などの問題を避けるため土地利用の整序又は環境の保全を行うために指定 佐賀県の目指すべき都市づくりの目標を実現するために、市町の理解を得ながら準都市計画区域の指定を行い、県下全域を視野に入れて計画的な土地利用を推進
準都市計画区域の指定方針	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域外については、できるだけ広く指定を検討 土地利用の整序を図ることが必要とされている区域について指定を検討 今後も人口が増加する可能性のある区域の周辺や社会資本整備や集約拠点の形成に影響を与える大規模集客施設などの立地が予想される区域について指定を検討 開発圧力が高まることが想定され、建物の混在防止など土地利用の適正化を図るために特定用途制限地域等の都市計画制度の活用が必要な区域について指定を検討 広域の観点から土地利用の整序又は環境の保全が必要な区域について、また地域の実情を考慮しながら指定を検討

(2) 大規模集客施設等の適正立地に関する事項

項目	内容
大規模集客施設の立地規制に関する方針 (準都市計画区域の指定による立地規制)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画区域内において規制が強化されることから、規制のない都市計画区域外での大規模集客施設の立地が想定され、都市計画区域外において、準都市計画区域を適切に指定することが必要 ・ 特に高規格幹線道路である西九州自動車道や地域高規格道路である有明海沿岸道路、佐賀唐津道路のインターチェンジの建設地周辺など、今後開発圧力が高まるおそれのある農山村地区において、準都市計画区域の活用による大規模集客施設の立地を規制 ・ 道路等の整備状況や開発が容易な地形など、自然的又は社会的条件から判断して、大規模な集客施設が立地する可能性がある区域については、農地を含め広く準都市計画区域を指定
大規模集客施設の立地規制の緩和に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模集客施設の立地規制が強化された地域において、市町の実状により規制を緩和する必要がある場合には、都市計画の手続きにおいて、県は、広域的な見地から調整を行い、適切に判断 ・ 市町が立地規制を緩和しようとする場合には、緩和しようとする区域の関係者の意見のみならず、周辺市町とも十分調整を行い、将来のまちのあるべき姿を上位計画で位置づけ、その上で、都市計画の手続きにおける事前協議において、県は関係市町村の意見の聴取や都市計画審議会の意見を聴くなど広域調整を行い、適切に判断

2.1.11.佐賀県の目指す都市づくりを実現するために

(1) 県が取り組むべき方策

<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な観点から行う必要がある都市計画制度を導入 ・ 佐賀県に適した集約型まちづくりに関して、市町や県民に対しての情報提供や意識啓発 ・ 大規模集客施設の立地に関するガイドラインの策定や対象とする施設規模などについて、検討

(2) 市町が取り組むべき方策

<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然的土地利用、農業的土地利用及び都市的土地利用の土地利用調整の指針となりえる、市町の総合的な土地利用計画の策定 ・ 将来を見据えた市町の主体的意思によるまちづくり像を、住民等の十分な意見反映のもとに計画し、その実現に向けて、地域住民の参画を得て都市計画制度の活用や都市機能の適正誘導に向けたインセンティブ策を検討し取り組む ・ 大規模集客施設の立地に関するガイドラインの策定に伴い、立地市町と立地する事業者間で協定を締結するなど、ガイドライン遵守に向けた手立てを樹立 ・ 市町の実情をふまえて開発許可の対象面積の引き下げ等の検討
--

2.2. 小城都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

「小城都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」の概要を下記に示す。

2.2.1. 都市計画の目標

(1) 都市計画区域の広域的な位置づけと課題

佐賀市への近接性を活かし、高次の都市サービス機能を楽しむつ、小城市小城町を中心に、牛津、三日月、芦刈地区と連携し日常生活機能の維持・充実が求められる。

既成市街地や集落地の周辺に広がる田園環境は、中部地域における貴重な自然資源であり、天山山系や有明海沿岸とともにその保全を図る必要がある。

また、羊羹や酒造に代表される伝統産業や歴史・文化資源、天山山系や有明海等の自然的資源を活かした広域的な交流の促進が求められる。

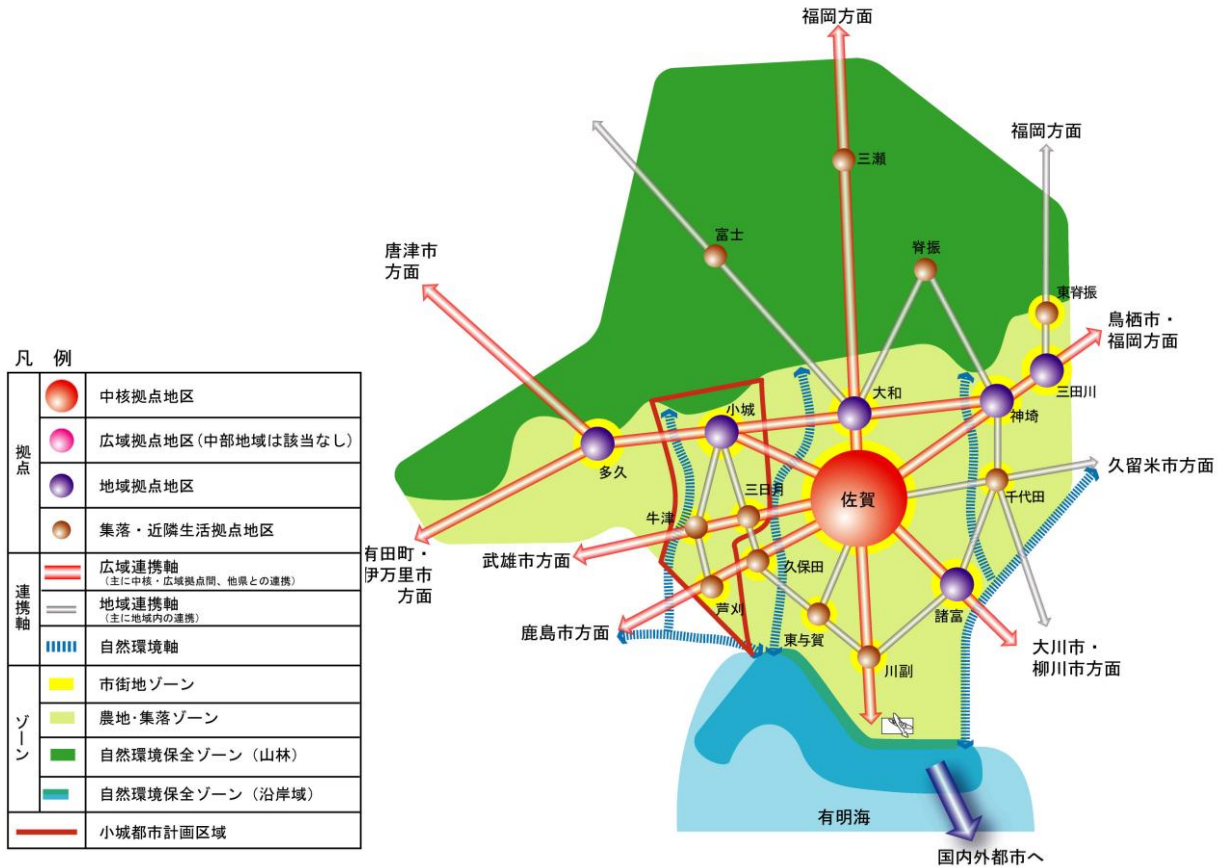


図 2-5 将来地域構造

(佐賀県都市計画中部地域マスタープランから抜粋)

(2) 都市づくりの基本理念と整備の基本方向

都市づくりの基本理念	
<ul style="list-style-type: none"> 歴史、文化、自然、産業など多岐にわたる資源を活かしながら、佐賀市や多久市などの中部地域内の周辺都市との生活、産業、観光面の連携、唐津市など中部地域外の主要都市との観光、産業面の連携などを充実・促進し、周辺都市との連携・交流ネットワークを実現する 生活、産業、観光面にわたる各種都市機能の充実に努め、中でも特に、豊富な地域資源を活かしたスロースタイルの暮らしを実現するため、観光・交流機能、産業・商業等の都市機能を強化 佐賀唐津道路や有明海沿岸道路の整備などを進めて、周辺都市との連携・交流ネットワークの形成を図り、自然・歴史・文化資源の保全と活用や、地域産業の活性化を支える基盤を整備 京都議定書目標達成計画、並びに地球温暖化対策に関する法律を受けて、低炭素型社会の実現を前提とした都市計画に向け、都市機能の拡散を防止し様々な機能が拠点到集約した「集約拠点・地域ネットワーク型都市づくり」を推進 	
整備の基本方向(概ね20年後を目標に小城市都市計画区域が目指すまちの姿)	
A	特色ある伝統産業や歴史、文化を活用した連携・交流を育むまち <ol style="list-style-type: none"> 産業活動や地域の交流を支える交通体系の整備 中心市街地・生活拠点の活性化(拠点地区充実型の都市形成の推進)
B	ゆとりある住環境のあるスロースタイルのまち <ol style="list-style-type: none"> 恵まれた自然環境・田園環境の保全と活用 安全で健やかな暮らしを支える環境の整備
C	歴史・文化や自然を感じるまち <ol style="list-style-type: none"> 水と緑の優れた自然的環境の保全及び活用 地域の資源を活かしたまちの魅力の醸成と景観形成

(3) 集約拠点地区ごとの市街地像

佐賀県都市計画中部地域マスタープランを踏まえ、小城都市計画区域において集約型の都市づくりを進める上で核となる地区(集約拠点地区)を以下のとおり定める。

地区名	市街地像
小城市中心部 (地域拠点地区)	<ul style="list-style-type: none"> JR小城駅周辺を地域拠点として位置づけ、効率よい都市サービスの提供を目的に、日常生活を支える医療・保健・福祉、教育・文化、消費など多様な都市機能の集積を図る 都市機能の集積のみにとどまらず、古来より人々が集い暮らしてきた地域資源の集積地として、自然の豊かさや、伝統文化、街並みなど、固有の地域資源を守り育て、心の豊かさと活発な交流のある豊かな暮らしが育まれる拠点地区の形成を図る
牛津・三日月・芦刈地域 (集落・近隣生活拠点地区)	<ul style="list-style-type: none"> 集落・近隣生活拠点として周辺に形成された基礎コミュニティの維持を目的に、医療、教育、消費など日常生活の暮らしを支えるサービスの集積を図る 自然の豊かさをはじめとする地域資源の継承を図るとともに、教育・文化や消費などの多様なニーズへの対応を図るため、中核拠点地区や地域拠点地区との円滑な連携・交流を図る

2.2.2. 区域区分の決定の有無

当該都市計画区域は、佐賀県における生活及び産業などの広域的な拠点性を有する区域などではないこと、用途地域が指定されていないこと及び現在も区域区分が行われていないことなどを総合的に勘案し、区域区分は行わない。

2.2.3. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針を下表に示す。

基本方針		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市的土地利用は、既存ストックが集積する既存市街地の有効活用を原則として、商業・業務・医療・福祉等の都市サービス機能の集積の維持とともに、まちなかへの居住を誘導しコンパクトな市街地形成を推進 ・ 各集約拠点地区周辺の郊外部では、田園環境等の保全とともに既存集落地の活力維持が重要であり、無秩序な市街化を防止し、集落地の良好な生活環境を維持 		
市街地の土地利用の方針		
商業・業務地	小城市中心部	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR小城駅周辺の市街地は、住民や観光客にも対応した商業機能、庁舎周辺の業務機能、医療・福祉・文化等の公益機能等、本区域の地域拠点として都市サービス施設を集積・強化 ・ 小城公園や、図書館・歴史資料館などの文化施設、周辺の観光資源等との連携や回遊性の強化を図るため、街路や駐車場等を整備しつつ、魅力ある商業・業務地を形成
	牛津駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣型の商業地の形成を図り、中心市街地を補完する市南部の拠点として利便性の高い市街地を形成
	三日月・芦刈地区中心部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎や公民館等の公共施設の集積を活かして、行政サービスの向上と身近な生活の多様な活動・交流の場となる、公共公益機能を有する市街地を形成
工業地・流通業務地	既存工業地等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西部の国道34号沿道に位置する牛津工業団地は、今後とも周辺環境に配慮しつつ、工業機能を維持・充実 ・ 牛津駅西部などに立地している既存の工場等は、周辺の居住環境等と調和した工業地を形成 ・ 国道34号沿道は、沿道利用型の流通業務施設の立地が進行しており、周辺環境との調和を図りながら土地利用を適正に誘導
住宅地	中心市街地周辺部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道203号等の幹線道路沿道周辺は、生活利便施設の立地を許容しつつ、必要な都市基盤の整備等を進め、住宅を中心に一定の密度を保ったまとまりのある市街地を形成
	一般住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既成市街地や宅地開発等により住宅地を形成している地区は、良好な居住環境の住宅地を形成 ・ JR牛津駅周辺の住宅と店舗、学校、サービス施設等が混在しているエリアは、利便性の高い中低層住宅地の形成を誘導 ・ 三日月庁舎周辺及び芦刈庁舎周辺は、地域の生活を支える利便施設や、交流を促進する施設の集積を図り、定住人口を維持するための住宅地の形成を誘導
市街地外の土地利用の方針		
農地、集落等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 優良な農地の保全 ・ 秩序ある都市的土地利用の実現
森林等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の保全
主要な拠点の位置づけ		
歴史文化拠点		<ul style="list-style-type: none"> ・ 星巖寺楼門や五百羅漢、千葉城跡、羊羹資料館、牛津赤れんが館等の歴史的な観光資源は、歴史文化拠点として位置づけ保全
自然・レクリエーション拠点		<ul style="list-style-type: none"> ・ 清水川上流の清水の滝の水辺空間や、JR小城駅北側の小城公園は、住民や観光客にとつての自然・レクリエーション拠点として機能を充実 ・ 牛津総合公園をレクリエーション拠点と位置づけ、住民の身近なレクリエーション空間としての機能を充実・強化 ・ ムツゴロウ公園を自然・レクリエーション拠点と位置づけ、有明海の貴重な自然環境を保護・保全するとともに、身近な干潟体験ができる自然・レクリエーションの拠点として充実

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

概ね20年後を目標に都市計画の目標の実現のために必要な都市施設の整備の方針を下表に示す。

道路の整備方針	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な市街地環境を形成と周辺都市との生活、産業、観光面にわたる多様な連携を促進し、交流ネットワークを形成するため関連する国道、県道等を整備 ・ 安全な歩行者空間の確保やユニバーサルデザイン等を配慮
主要な道路の配置及び整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ■市街地を形成する道路 ・ 都市計画道路については、国・県・市道の整備計画等と調整を図り、必要に応じて整備。 ・ 市街地を形成する都市計画道路は、市街地内における円滑な交通処理、良好な市街地環境の形成等に向けて、適切な配置を考慮し整備 ・ 長期間事業未着手の都市計画道路は、必要に応じ見直し ■本区域全体の骨格を形成し、他都市との連携を担う道路 ・ 有明海沿岸道路の整備を促進 ・ 佐賀唐津道路の整備を促進 ・ (主)小城牛津線、(主)牛津芦刈線、(一)川上牛津線、(一)江北芦刈線を整備
河川の整備方針	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水機場等の河川管理施設の老朽化等を踏まえた維持・管理 ・ 水害防止のため、河川改修事業等による河川整備 ・ 河川敷の緑や有明海の干潟の連続性を活かし水と緑のネットワークの形成。 ・ 緑地と水辺の空間を利用し、憩いの場としての活用のための総合的な河川環境の整備
整備水準の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各河川の地域特性に応じた治水安全度を設定し、環境にも配慮した整備 ・ 河川におけるガタ土堆積対策、排水機場等の維持管理の充実
主要な河川の配置及び整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 六角川水系の牛津川、晴気川、牛津江川等は、自然環境に配慮した多自然川づくりを基本とし、生態系の保全や地域住民が身近に自然にふれあい、親しめるような整備 ・ 大規模開発においては、調整池等による流出量を抑制
下水道の整備方針	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道の整備促進 ・ 処理施設は、適切な維持管理と、施設の老朽化対策を計画的に実施し、機能を維持・向上
整備水準の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業集落排水や合併処理浄化槽等による整備と調整しつつ、既成市街地を目標に公共下水道を整備
主要な施設の配置及び整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道の事業計画を策定し、事業着手、早期供用開始を目指す ・ 下水道等に関する住民への啓発を通じ供用済区域における接続率を向上 ・ 既存施設の老朽化に対応し適切な維持管理

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域の都市計画の目標を実現するために必要な市街地開発事業に関する方針を下に示す。

市街地開発事業に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理・運営に目を向けたエリアマネジメントの実践等により、住民・地権者・行政が一体となった良好な市街地の維持・向上 ・ 地区計画制度等の活用による計画的な市街地形成
市街地の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地中心部は、商業・業務機能の強化と、街路など市街地形成に関する事業を推進 ・ 公共施設整備の不足等がみられる地区など、既存集落周辺等は、地区計画制度等の活用や、必要な都市基盤の整備等を進め居住環境を改善

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定を下に示す。

基本方針	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災、景観面とレクリエーション活動及び野外活動の場としての機能が総合的に発揮できるように公園・緑地等の自然的環境を充実 ・ 公園・緑地等は、適正な配置と整備水準を高め、防災性や生活利便性を向上 ・ 緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施 	
主要な緑地等の配置の方針	
環境保全系統	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天山県立自然公園の森林・緑地等や大平山の小高い丘陵地、牛尾梅林の保全 ・ 祇園川や清水川といった清流における水辺及び周辺環境を保全 ・ 水路などの良好な水辺空間についても、良好な自然的環境の維持と保全
レクリエーション系統	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小城公園や千葉公園、牛津総合公園、三日月ふれあい公園等、身近に自然に触れ親しめる空間の自然的環境を活用したレクリエーション機能を充実 ・ 牛津川、牛津江川、祇園川、清水川、晴気川等は都市にうるおいを与える自然環境軸として位置づけ、区域内の森林等の自然的環境やレクリエーションの拠点、河川環境等を活かした水と緑のネットワークを形成
景観構成系統	<ul style="list-style-type: none"> ・ 城下町として歴史的なまちなみが残る小城地区及び長崎街道の宿場町としての面影や、赤れんが館などの歴史的な資源が存在する牛津地区は、歴史的な趣あるまちなみの保全・形成 ・ 駅周辺などまちの玄関口となる地区は、本市の顔となる風格と魅力ある景観を形成 ・ 江里山地区の棚田は、食糧生産の場としての機能はもとより、地域の特有の景観構成要素としても重要であり、景観を保全 ・ 農地は食糧生産の場だけでなく、地域の特徴的な景観構成の要素としても重要であり、既成市街地周辺の田園景観や牛津江川や水路といった水辺空間の景観を保全

参考附図（整備、開発及び保全の方針図）

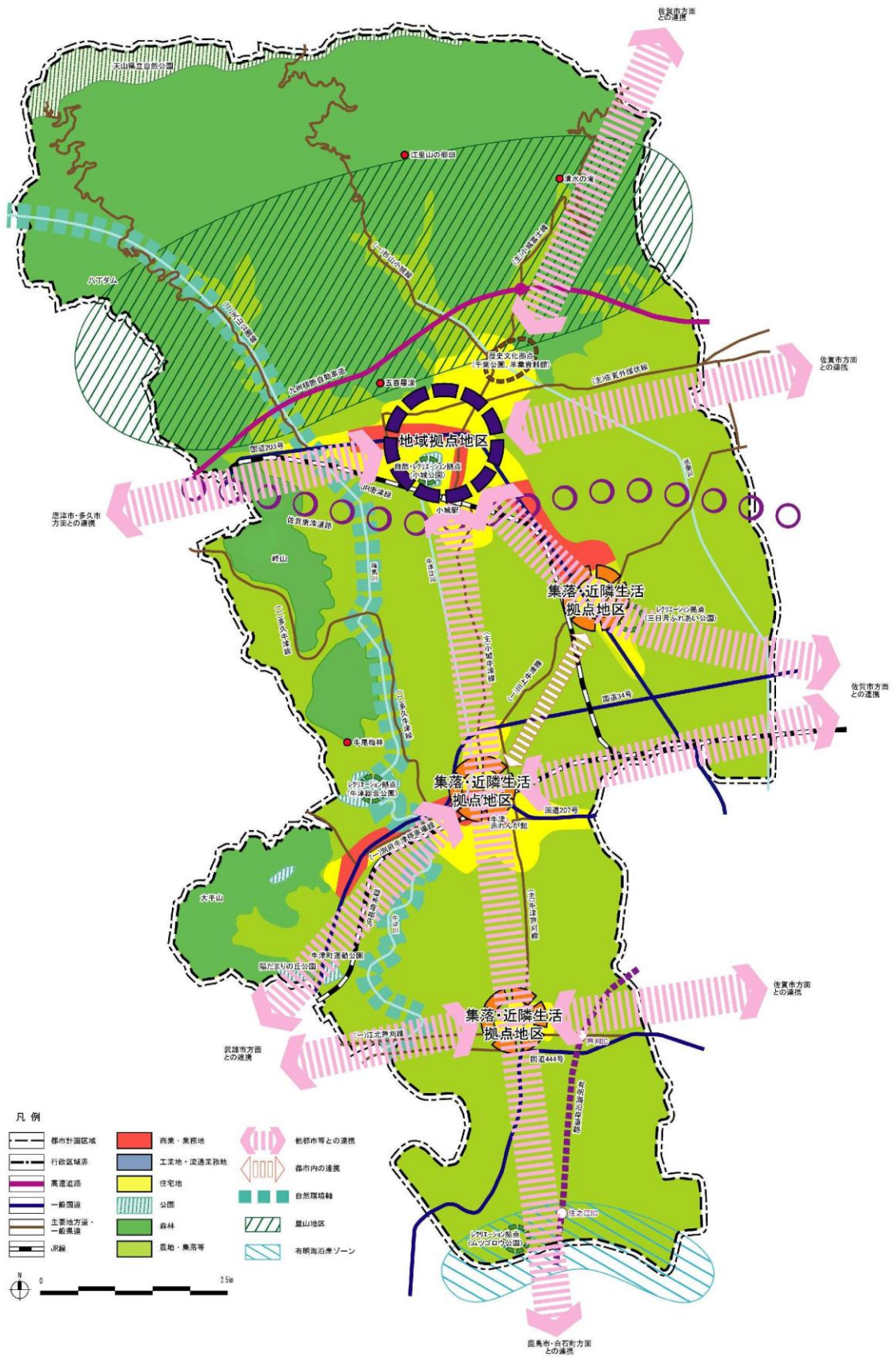


図 2-6 整備、開発及び保全の方針図（参考）

2.3. 小城市都市計画マスタープラン

平成 20 年に策定された「小城市都市計画マスタープラン」の概要を下記に示す。

2.3.1. 目的・役割・目標年次

目的	・ 本市の実情に適した居住、商業・業務地、教育・文化等の都市の諸機能が集積したまちづくりの実現
役割	・ 将来都市像やまち(都市)づくりの目標 ・ 都市計画の基本的な方針 ・ 土地利用や都市施設整備など個別の都市計画の相互調整 ・ 都市計画に対する市民の関心と理解を深め、協働のまちづくりの基盤固め
目標年次	・ 概ね20年後

2.3.2. まちづくりの課題

分野	内容
人口・産業動向	・ 芦刈地区、小城・牛津地区における、少子高齢化の進行に対応したまちづくり ・ 地域産業の維持と活用、及び企業誘致による雇用の拡大など市の発展に寄与する商工業の振興
土地利用上	・ 市全体の一体的かつ計画的な市街地の形成と産業活動における活力の維持・増進のため、都市計画区域の再編及び用途地域の指定 ・ JR小城駅北やJR牛津駅周辺など、多様な機能が集積する市街地の活性化 ・ 豊かな自然や農業振興の基盤となる田園環境の保全と活用
交通	・ 市内の南北方向の路線が脆弱であり、地区間での交流や連携を強化する道路ネットワークの確立 ・ 国道 203 号バイパス(佐賀唐津道路)や有明海沿岸道路などの広域幹線道路の整備促進と、これらを活かしたまちづくり ・ 狭あい道路の解消や歩道の設置など生活道路の整備による良好な住環境の形成 ・ 高齢者などの交通弱者に対する鉄道やバスなどの公共交通利便性の向上と利用促進
その他全般	・ 市内各地に残る多くの歴史・文化遺産の保全・活用 ・ 火災・洪水などの災害に対する安心や子供や高齢者、障害者など誰もが安心して暮らせる居住環境づくり ・ 快適な生活環境の実現と、河川や水路、有明海の水質保全のため、下水道の整備 ・ 都市活動に伴う環境負荷の低減に向けて、循環型社会の構築

2.3.3. まちづくりの基本方針

まちづくりの基本方針
・ 一体性のあるまちとしての骨格の形成
・ 安全で健やかな暮らしを支える環境の整備
・ 拠点地区充実型の都市形成の推進
・ 産業活動や地域の交流を支える交通体系の整備
・ 地域の資源を活かしたまちの魅力の醸成と景観形成
・ 恵まれた自然環境・田園環境の保全と活用
・ 市民主体のまちづくりの推進

2.3.4. 将来目標人口

表 2-2将来目標人口

	基準年次(H17)	中間年次(H28)	目標年次(H37)
総人口	47,080 人	48,000 人	47,200 人
世帯数	14,326	15,950	17,000
一世帯当り人数	3.29	3.01	2.78

2.3.5. 将来都市構造

拠点地区	
中心拠点： JR 小城駅周辺～小城庁舎周辺	<ul style="list-style-type: none"> 市の顔となる中心拠点と位置づけ、商業・業務機能の集積と強化 定住人口の確保
地域拠点： JR 牛津駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活を支援する近隣型の商業地の形成 中心拠点を補完する市南部の拠点として、利便性の高い市街地を形成
三日月拠点： 三日月庁舎周辺	<ul style="list-style-type: none"> 文化施設や交流施設等を充実 市役所本庁舎の設置と併せて、生活利便施設を集積
芦刈拠点： 芦刈庁舎周辺	<ul style="list-style-type: none"> 生活利便施設を集積 有明海沿岸道路の整備等から、地区特性にふさわしい施設の立地誘導
産業拠点： 牛津工業団地	<ul style="list-style-type: none"> 牛津工業団地は、既存の工業機能の強化と、周囲の良好な環境に配慮した産業拠点を形成 工業団地適地選定調査による選定地区は、広域交通の利便性を活かした新たな産業・研究拠点を形成
骨格となる軸・結節点	
広域交流軸： 長崎自動車道、有明海沿岸道路	<ul style="list-style-type: none"> 北は、長崎自動車道を本市の北の広域交流軸と位置づけ、小城パーキングエリアへのスマートインターチェンジの整備を推進 南は、有明海沿岸道路を広域交流軸と位置づけ、早期整備を促進 佐賀唐津道路(国道 203 号バイパス)の整備促進を図ります。
地域交流軸： 主要な幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> 国道 34 号や国道 203 号、国道 207 号、国道 444 号、県道佐賀外環状線、県道江北芦刈線などの主要な幹線を地域交流軸とし、機能を強化
連携・ネットワーク軸： 拠点間を連絡する幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> 中心拠点と地域拠点、三日月拠点、芦刈拠点を結ぶ幹線道路の整備を促進し、地域間での人・モノの交流・連携を強化
交流結節点： (仮称)芦刈IC、(仮称)住ノ江IC、小城PA(スマートIC)	<ul style="list-style-type: none"> 南北の玄関口となる交流結節点として、有明海沿岸道路(仮称)芦刈インターチェンジ及び(仮称)住ノ江インターチェンジ、長崎自動車道小城パーキングエリアのスマートインターチェンジの整備を促進 佐賀唐津道路の整備効果を十分に活かすアクセス道路の整備や、土地利用を誘導 中心拠点および地域拠点の玄関口であるJR小城駅やJR牛津駅は、利用者の利便向上と機能強化
土地利用特性	
市街地	<ul style="list-style-type: none"> 住宅を中心に一定の密度を保ったまとまりのある市街地形成を推進
農地・田園集落地	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の周囲に広がる農業振興の基盤となる優良農地は、無秩序な開発を抑制し、良好な自然環境として保全 営農活動を行う田園集落地では、集落環境の保全と、生活利便施設の整備などにより各地区のコミュニティの活力を維持
山地・丘陵地	<ul style="list-style-type: none"> 良好な自然環境として保全を図り、レクリエーションの場として活用
拠点となる公園	<ul style="list-style-type: none"> 小城公園は、緑の拠点として保全・整備 ムツゴロウ公園は、自然・レクリエーションの拠点としての整備・充実 その他、地区の拠点となる公園は、拠点公園として整備・充実
自然保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 天山県立自然公園を中心とした山間部及びムツゴロウ・シオマネキ保護区を中心とした六角川河口部では、貴重な自然環境の保全を推進
水と緑のネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 河川は、水質保全を図り、自然の生態系に配慮した緑などの自然環境を保全 市民に身近な水辺環境としての整備を推進

■将来都市構造図

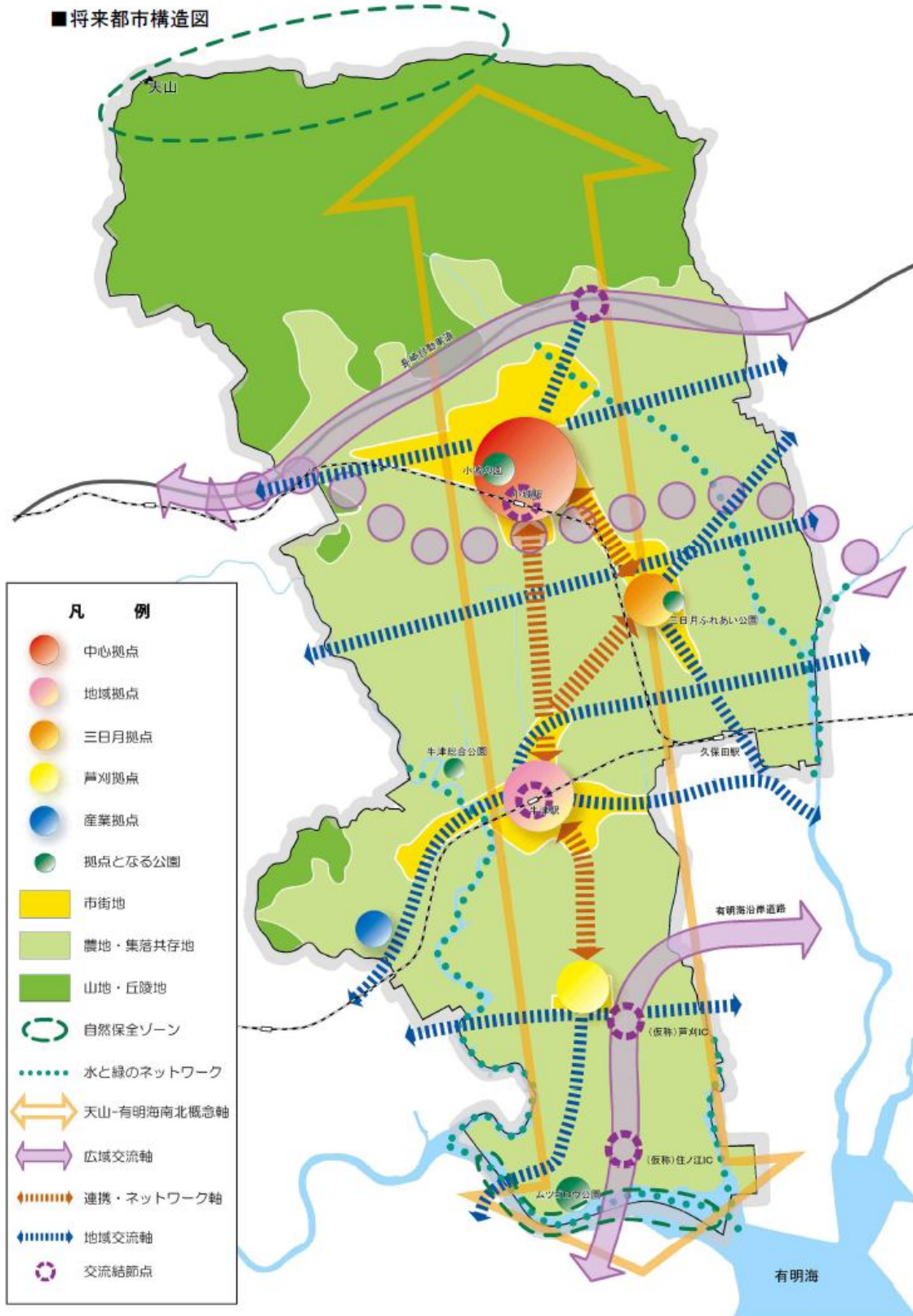


図 2-7 将来都市構造図

2.3.6. 全体構想

(1) 土地利用・拠点地区形成の方針

土地利用・拠点地区形成の基本方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点地区の充実及び連携・ネットワーク型のまちの形成 ・ 適正な土地利用の誘導による暮らしやすいまちの形成 ・ 豊かな田園環境・自然環境の保全と活用
土地利用類型と配置方針	商業・業務地	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 小城駅から小城市役所小城庁舎周辺のエリアは、幹線街路の整備と、市民生活を支え且つ観光と連携した商業・業務機能の活性化 ・ JR 牛津駅周辺の商業・業務施設のエリアは、地域住民の生活を支え、にぎわいのある商業・業務機能を活性化 ・ JR 小城駅北側及び JR 牛津駅周辺の市街地にある国道等の沿道は、幹線道路の機能を活かし利便性の高い商業・業務施設を集積
	住宅・サービス施設等共存地	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 小城駅北側及び JR 牛津駅周辺の市街地で、住宅と店舗、学校、サービス施設等が混在しているエリアは、中低層住宅の立地環境を保全しつつ、それぞれの施設の共存による利便性の高い市街地を形成 ・ 三日月庁舎周辺及び芦刈庁舎周辺は、地域の生活を支える便利施設や、交流を促進する施設等の集積と、定住人口を維持するための住宅の建設を誘導 ・ 主として住宅地として利用されている市街地内の幹線道路沿道にあって、積極的に商業・業務機能の立地促進を図る必要はないエリアは、中低層住宅とともに沿道型の生活サービス施設を立地共存
	住宅市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 小城駅北側及び JR 牛津駅周辺の市街地の低層住宅地は、専用住宅を基本とする良好な住環境を維持・保全 ・ JR 小城駅南側及び JR 牛津駅南側は、公共交通の利便性を活かし、新たな街なか居住を促進するための良好な低層住宅を誘導
	産業・研究施設地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の牛津工業団地は、工業生産を支える環境を維持するとともに、用地の拡張について検討 ・ 工業団地適地選定調査による選定地区は、広域交通の利便性を活かした新たな産業・研究施設地として整備を推進 ・ 市街地にある大規模な工場は、機能維持と周辺環境との共存、若しくは新たな産業・研究施設地への移転など住工混在の防止・解消
	農地・集落共存地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優良農地は、保全 ・ 農村・漁村の集落地は、集落環境の維持・保全にふさわしくない用途の建築物の立地制限を、住民とともに検討 ・ 幹線道路の沿道周辺等の、住宅などの開発が進行しているエリアは、無秩序な市街化の拡大を防止する方策を検討 ・ 幹線道路の整備等に伴い、地域振興のための土地活用が求められる地域は、田園環境と調和した計画的な土地利用の規制・誘導
	山地・丘陵地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天山山系は、豊かな自然環境を保全し、自然とふれあうレクリエーションゾーンとして活用 ・ 市西部にある丘陵地は、身近に接することができる緑、都市の風致を形成する緑として保全 ・ 中山間地の荒廃化・遊休地化した山林や樹林地等は、適切な維持管理若しくは自然の山に帰す方策を検討
拠点地区形成の方針	中心拠点の形成と中心市街地の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 小城駅周辺から小城公園～市役所小城庁舎周辺に至る地区は、本市の中心拠点として、医療・福祉・文化施設など公共・公益施設の適正な更新による機能充実、商業・業務施設などの都市機能を集積 ・ 中心拠点から上町に至るエリアは、本市の中心市街地として、都市機能の集積に加えて、地域特性をふまえた既存商店街の再構築、住環境の向上による定住人口の確保、魅力的な街並み形成等による観光集客力の向上などの活性化 ・ 県道小城牛津線の歩道整備などの改良促進と、商業事業者や住民とともに街並み景観づくりを推進 ・ 酒蔵や町屋などの歴史的建造物の保存・修復と活用と、水路や樹木など歴史とうるおいを感じさせる地域資源を活かした街並みを整備 ・ JR 小城駅南は、駅へのアクセス性及び利便性を高め、さらに計画的な住宅地開発の誘導による定住人口を確保 ・ 羊羹や清酒、鯉など、地域の特産品と連携したまちのイメージづくりを、事

		業者とともに推進
拠点地区形成の方針	地域拠点の形成と活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 牛津駅周辺は、地域住民の日常生活を支える拠点として、商業施設や文化施設、医療・福祉施設などの集積と充実 ・ 赤れんが館や牛津会館などの歴史的な建造物の保存と、それらと調和した風格と落ち着きのある街並みを形成 ・ JR 牛津駅南は、駅へのアクセス性及び利便性を高め、さらに計画的な住宅地開発の誘導による定住人口を増加
	三日月拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三日月庁舎周辺は、地区の拠点として、文化施設や交流施設等を充実 ・ 既存の交流施設の維持と利活用と、本庁舎の設置とそれに伴う生活利便施設の集積、居住エリアの創出等による拠点形成
	芦刈拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芦刈庁舎周辺は、地区の拠点として、定住人口の増加、交流人口の増加等を目指し、住宅や交流施設、物販所等の集積と、有明海沿岸道路の整備や県立病院の移転等をふまえた地区特性にふさわしい施設の立地誘導による拠点を形成
	産業拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 牛津工業団地は、既存の工業機能の維持と、周辺環境に配慮しながら、用地の拡張など機能を強化 ・ 工業団地適地選定調査による選定地区は、広域交通の利便性を活かした新たな産業・研究施設地として整備を推進
宅地開発の適正な規制・誘導の方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路沿道など、無秩序な宅地開発が起きやすいエリアは、都市計画区域の再編と併せて開発許可制度の活用により、それぞれの地域にふさわしい開発を誘導 ・ 農地・集落地は、優良な農地の保全に努めつつ、地域コミュニティの維持を図るために必要な整備を地域住民とともに推進

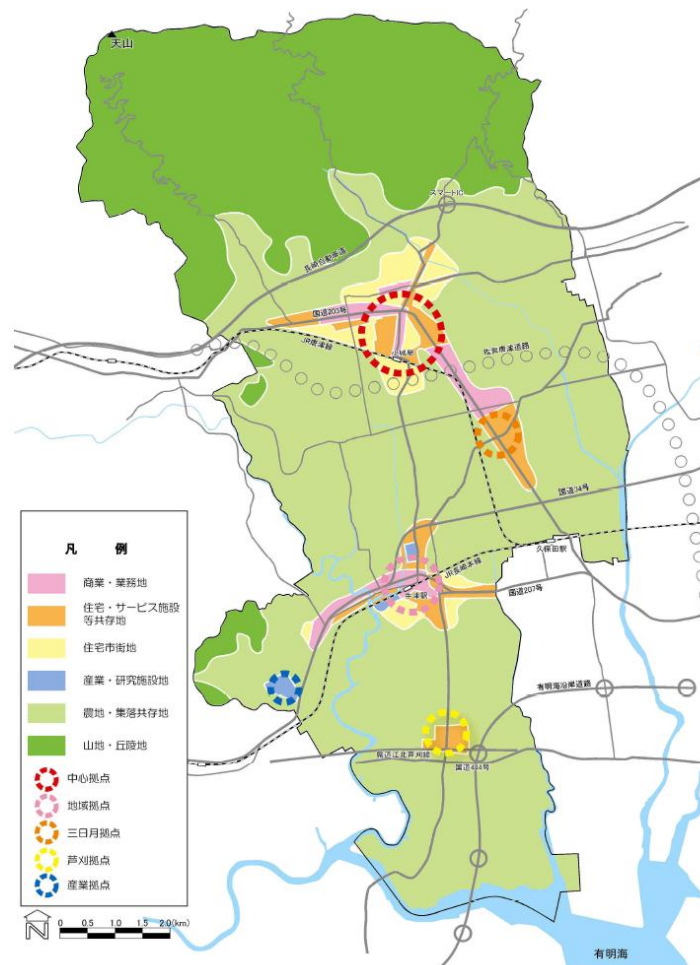


図 2-8土地利用・拠点地区形成の方針図

(2) 交通体系の整備方針

交通体系の基本方針		<ul style="list-style-type: none"> 本市の一体性を強化する交通ネットワークの構築 都市活動を支え都市間連携を強化する交通体系の確立 公共交通等の利便性の向上と利用促進
道路整備の方針	広域幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> 有明海沿岸道路の整備を促進。 佐賀唐津道路(国道203号バイパス)の整備を促進 長崎自動車道とのアクセスを向上するため、小城PAのスマートインターチェンジ化を推進
	幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> 小城中心拠点と牛津地域拠点の連携を強化するため、県道小城牛津線の機能を強化 県道小城牛津線のJR小城駅前の計画区間の整備を推進し、安全な歩行者空間の確保と歴史的な風格、にぎわいのある通りを形成 小城地区から芦刈地区に至る南北方向軸の形成に向けて、牛津市街地部の通行がスムーズになされる方策を検討 牛津地域拠点と芦刈拠点間の連携を強化するため、県道牛津芦刈線の整備を促進 牛津地域拠点と三日月拠点間の連携を強化し、さらに佐賀市との交流強化を図るため、県道川上牛津線の整備を促進 芦刈地区と江北町との連携を強化する県道江北芦刈線の整備を促進 小城PAのスマートインターチェンジ化の実現と、小城市中心拠点とのアクセス道路を整備 有明海沿岸道路、佐賀唐津道路(国道203号バイパス)のインターチェンジと各拠点地区とのアクセス道路の整備を推進 市道石木・西川線から三ヶ島・大和線の県道昇格による整備を促進
	地域道路	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路は、国・県・市道の整備計画等と調整し、整備を促進、しかし、長期未着手の路線は、佐賀県の方針に基づき計画変更や廃止を検討 市街地・集落地などにおいて生活道路の整備が必要な地区は、地域住民との協働により安全な道路空間を確保
公共交通施設の整備方針	鉄道	<ul style="list-style-type: none"> JR 小城駅及びJR 牛津駅について、駅前広場、駐車場、駐輪場等の機能充実など、まちの玄関口としての環境整備と交通結節機能を強化 駅南北の円滑な移動を確保する手法を鉄道事業者とともに検討し、駅南北相互の利便性を向上 拠点形成に応じて、鉄道駅の新設を検討
	バス・タクシー	<ul style="list-style-type: none"> 路線バスが廃止された区間は、高齢者等の交通弱者の貴重な移動手段を確保するため、巡回バスやコミュニティタクシーの維持・充実 高齢者等の交通弱者が日常生活の移動を容易にできるよう、主要公共施設を回る巡回バスの維持・充実と、広域循環バスを導入 路線バス等は、便数や定時性の確保、住民サポーター制度やモニター制度を活用した使いやすいバス停留所の整備など、利用促進と利便性の向上を事業者とともに推進。 バスの運行のあり方やルートの見直しや既存交通機関との連携を図り、わかりやすく安心して利用できるネットワーク構築を推進
歩行者系道路の整備方針		<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路等における歩道や自転車歩行者道の設置、自転車道との区分、バリアフリー化などにより、歩行者や車椅子利用者が安心して通行できる安全な歩行者空間の整備を推進

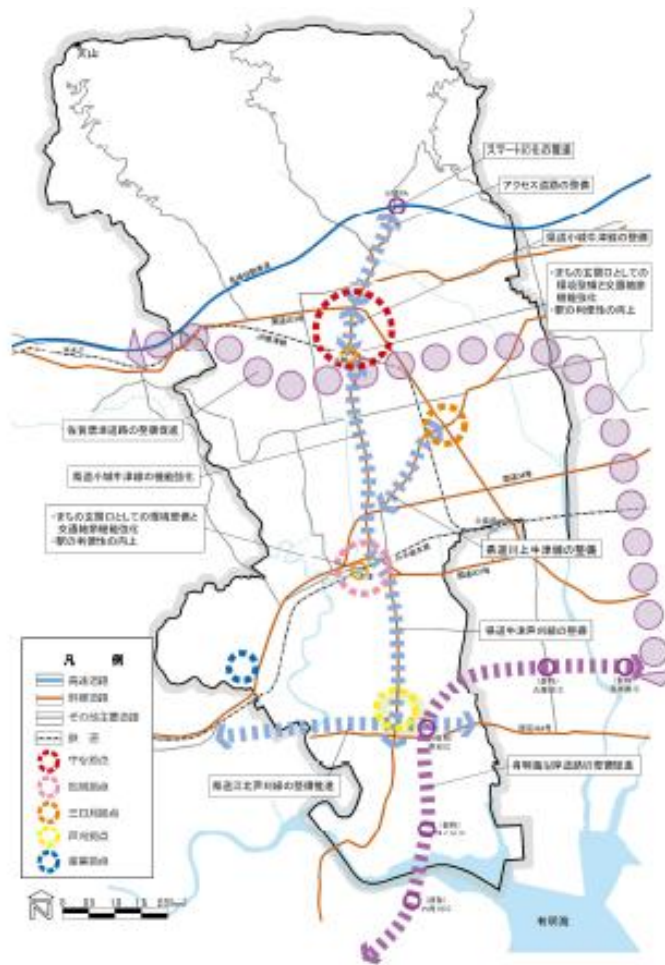


図 2-9 交通体系の整備方針図

(3) 自然的環境の保全・整備の方針

自然的環境の保全・整備の基本方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の保全及び水と緑のネットワークの形成 ・ 田園環境の保全と市街地内緑化の推進 ・ 多様なレクリエーション空間の整備
自然的環境の保全・活用の方針	山地の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重な動植物の生息地であり、治水や防災上重要な機能を担う森林を擁することから、積極的な保全 ・ 自然公園や散策路などの維持・充実を図り、自然体験型のレクリエーションや観光施設として活用
	身近な緑の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市西部に存在する丘陵地や、市内各所に見られる社そう林等は、都市の風致を形成する重要な緑として保全 ・ 身近な緑は、自然体験など、環境学習の場としての活用
	水辺空間の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川は、市民との協働のもとに水質の保全と河川敷の緑地を保全 ・ 滝やゲンジボタルの舞う清流は保全ながらレクリエーションや観光資源として、今後も活用 ・ 干潟がある六角川の河口から有明海は保全しながら、環境学習や体験型レクリエーションの場として活用 ・ 祇園川や嘉瀬川等は、既存の水辺環境を活かし、親水性が高く、休息や健康づくりにも利用できる水と緑のネットワークを形成 ・ 市街地や田園を流れる水路は、水質保全と身近な水辺空間として見直し、活用を市民とともに検討
	農地の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平野部に広がる優良な農地は、重要な産業基盤であり、景観や防災など重要な役割を持つゾーンのため保全 ・ 棚田は観光資源として活用し、後世に残していくための方策を検討 ・ 田植えや稲刈りなどの体験学習や、食育の推進などを推進
公園・緑地の整備方針	地区の核となる公園の整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小城公園は、施設充実やアクセス性の向上など、利活用性向上 ・ 牛津総合公園は、スポーツ・レクリエーション等に向けた施設の維持活用 ・ 三日月ふれあい公園は、地域レクリエーションの核やイベント等で活用 ・ ムツゴロウ公園は海浜レクリエーションの場として周辺施設と連携し活用
	身近な公園等の整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地や集落内において身近な公園を整備 ・ 既存の身近な公園の老朽化への対処と、アダプトプログラムの導入等による地域住民と協働した維持管理の推進 ・ 自然を活用しレクリエーション需要に対応した公園の維持・活用
	地域地区等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉公園等周辺の優れた自然と歴史景観の保全のため、景観地区等の指定を検討 ・ 市街地周辺の丘陵地等は、緑と調和した土地利用を図るための手法を検討
	市街地内緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設と民有地の緑化推進と、公共空間の緑化運動を市民とともに促進し、緑豊かな市街地を形成 ・ 主要幹線道路、駅、公共施設周辺の通りに、市木である桜や地域の特性に合った街路樹を整備し、快適な歩行者空間や緑の帯を形成

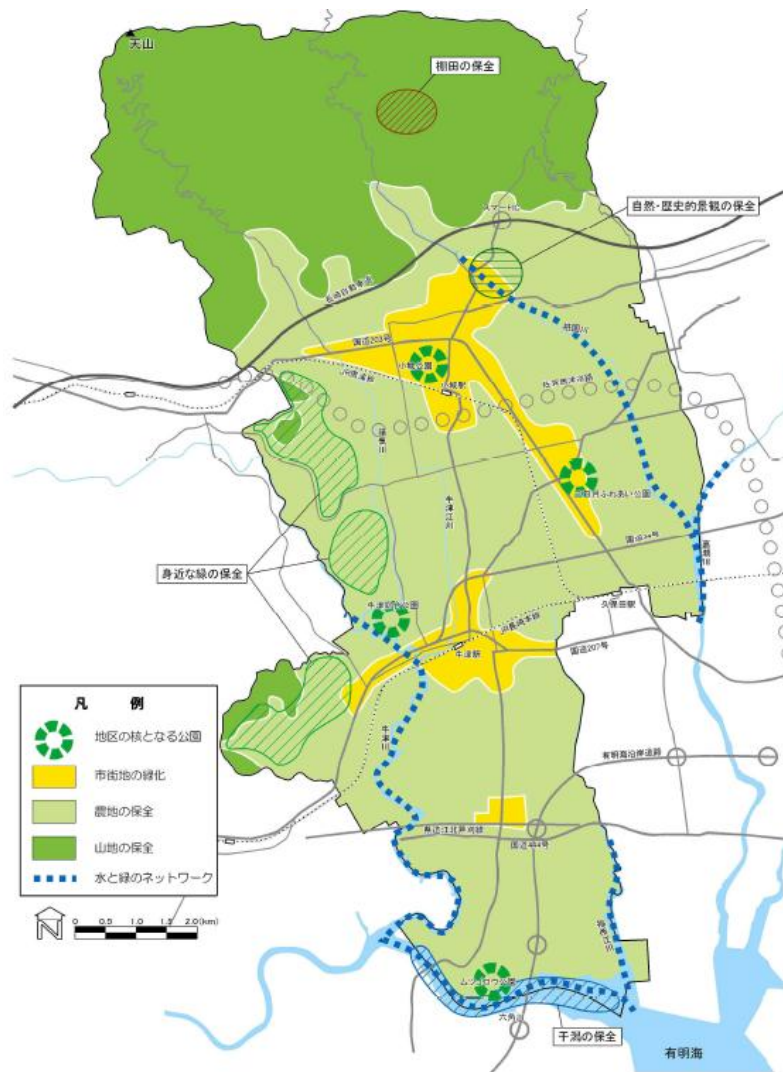


図 2-10 自然的環境の保全・整備方針図

(4) 都市環境・景観形成の方針

都市環境・景観形成の基本方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働による快適で環境負荷の少ないまちの形成 ・ 歴史を活かした落ち着きと風格ある街並みの形成 ・ 緑豊かでうるおいのあるまちの形成
都市環境形成の方針	河川・水路等の水質の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ごとの人口や地理的な条件等に合わせて、公共下水道事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業による整備を計画的に推進 ・ 必要に応じた下水道計画の見直し ・ 河川や水路等の治水計画との整合等がとれる区間は、多自然型護岸などの活用を推進 ・ 市民との協働により、河川や水路の清掃や、アドプトプログラムの導入による維持管理活動を推進
	環境負荷の少ない社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市機能の適正な配置や、歩行者・車椅子利用者・自転車等にやさしい道路の整備を推進 ・ 4R や省エネルギー運動などが普及・定着するよう、広報・意識啓発や、推進団体の育成及び活動支援などをサポート ・ 公共交通の利便性向上と利用促進 ・ 自然や田園環境の保全と市街地部を中心に公共施設や民有地の緑化を推進 ・ 広域のごみ処理・リサイクルのために、広域清掃センターの整備を推進 ・ 分別排出の徹底に向け、分別収集体制の充実や、広報・啓発活動を推進 ・ ごみの不法投棄を抑止するため、監視・指導体制の強化や適正な処理対策、市民の意識向上 ・ 下水道整備の進捗を勧奨し、広域連携によるし尿収集・処理体制の充実
景観形成の方針	歴史的資源を活かした景観の保全・形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小城地区は、街並み環境整備事業等の活用も検討しながら、歴史的な趣あるまちなみを保全・形成。 ・ 小城地区は、文教のまちとして、花と緑豊かなうるおいのあるまちなみを保全・形成 ・ 宿場町としての面影や歴史的な資源が存在する牛津地区は、歴史資源を活かした街並みを保全・形成 ・ 市内随所の歴史的・文化的資源を活かすため、「屋根のない博物館構想」に基づき、文化財等の説明板やサインの整備等を推進 ・ 良好な景観を有する千葉公園一帯は、自然や建造物等が一体的となった景観保全の方策を検討
	自然や田園等を活かした景観の保全・形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天山山系の豊かな緑の保全と、緑と調和した美しいまちなみ景観を保全・形成 ・ 市街地周辺の里山や社そう林等は、地域の風致を形成している美しい景観として保全・形成 ・ 市街地内を流れる河川沿いは、親水空間の整備や適正な植栽の整備などにより、水と緑からなる美しい水辺景観の形成を促進 ・ 六角川河口から有明海にかけては、干潟等の良好な自然景観を保全 ・ 平野部に広がる美しい田園景観の保全と、山あいに残る貴重な棚田による美しい景観の維持・保全
	公共空間における景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 小城駅周辺や牛津駅周辺など、まちの玄関口となる地区には、本市の顔となる風格と魅力ある景観を形成 ・ JR小城駅前の本町通り(県道小城牛津線)は、街路事業に併せ建築協定などを導入し、メインストリートにふさわしいまちなみ景観を形成 ・ 拠点地区など景観形成が必要な地区の建築物や工作物は、地域の特性や周辺地域との調和に配慮した色彩や形態・意匠等の誘導により、良好な景観を形成 ・ 地域の特性に応じ、適正に建築物や屋外広告物の規制・誘導を行い、美しい地域景観を形成 ・ 良好な景観が形成されている地区や、今後景観形成を図っていく必要がある地区は、景観地区の指定や地区計画制度、緑化協定制度等を活用し、美しいまちなみを形成 ・ 景観行政団体になるとともに、景観計画の策定を行い、官民一体となった景観形成を推進

(5) 安全・安心なまちづくりの方針

安全・安心なまちづくりの基本方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が起こりにくい・災害に強いまちの形成 ・ 地域力による防災・防犯の推進 ・ 全ての人が安心して住み続けられるシステムの確立
災害の発生抑制と災害に強いまちづくりの方針	災害発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急傾斜地崩壊防止対策事業や砂防事業等の推進により、土石流やがけ崩れなどの発生を抑制 ・ 洪水防止のため、河川の堤防の強化や河道の浚渫など、計画的な河道の整備による治水機能を向上 ・ 山地・丘陵地の保水能力確保と土砂流出防止のため、保安林をはじめとする森林を保全 ・ 牛津地区の浸水対策や、芦刈地区の高潮対策など、地域特性に応じた災害抑制策を推進
	災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の避難場所となる身近な公園等の整備推進と、防災上重要な公共施設及びその周辺の建築物の耐震化や不燃化を促進 ・ 老朽建築物や旧耐震基準による建築物について、耐震診断の実施や耐震改修などを促進 ・ 消防水利施設の充足や更新と、消防団員の確保など防災組織を活性化 ・ 防災マップの活用や自治会活動を通して災害危険箇所や避難場所の周知と、防災意識の啓発や自主防災組織を育成 ・ 狭隘道路や行き止まり道路の解消など、避難や消火活動、救助活動のためのルートの確保に向けた道路整備を推進 ・ 防災行政無線の早急な整備など、災害緊急時の情報伝達が迅速かつ正確になされるよう、ハード・ソフト両面のシステムを構築 ・ 災害に強いライフラインの整備の推進と、被災施設の早期復旧を可能とするシステムを導入
地域防災・防犯に関する方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の迅速な消火、救助、避難活動に対応するため、地域毎の自主防災組織を組織化 ・ 警察や防犯協会等の関係機関・団体との連携による防犯教室の実施などによる防犯意識の啓発 ・ 防犯パトロールや子ども110番の強化など、地域の自主的な安全活動を促進 ・ 犯罪が起きにくい環境づくりのため、防犯灯の設置を推進
安全・円滑な移動を可能にするまちづくりの方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路等における歩道の設置、自転車道との区分等により、歩行者が安全に通行できる道路環境を整備 ・ 高齢者や障害者、ベビーカーや車椅子利用者等の通行を妨げないよう、段差の解消や障害物の除却など、歩道のバリアフリー化を推進 ・ 公共施設等では、スロープや手すり、エレベーター、障害者用トイレ、誘導表示などを設置 ・ 子供や高齢者、障害者の安心な外出・移動に向けて、幹線道路などの歩道整備や公共施設のユニバーサルデザイン化の推進と、公共交通を維持・充実 ・ 視覚障害者のために、音の出る信号機の設置を推進
その他安心して暮らし続けられるためのまちづくりの方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ スローライフなまちづくりの推進と、安全で質の高い農産物や水産物の生産や流通を、営農者や事業者とともに強化 ・ 保健事業の拠点となる保健福祉センターの充実と有効活用 ・ 市民病院の医療体制の充実 ・ 九州新幹線西九州ルート整備・開通に伴い、騒音等による沿線の住環境が悪化することがないように、関係機関に十分な対策を働きかける

2.3.7. 都市計画マスタープランの実現に向けて

(1) 協働によるまちづくりの推進

1) まちづくりの役割分担と相互支援

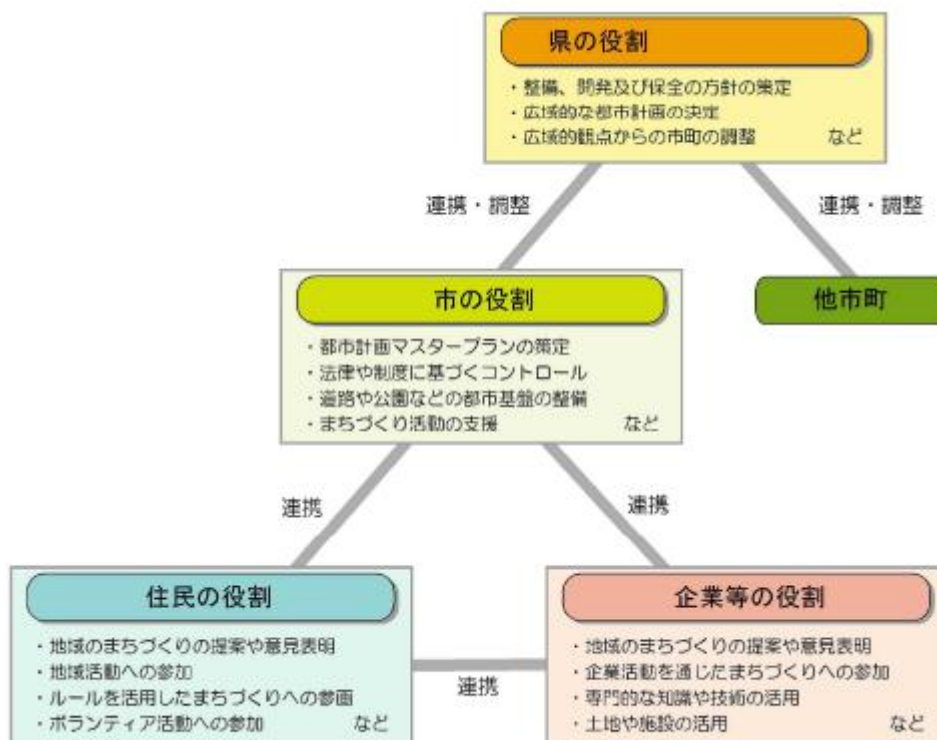


図 2-11 まちづくりの役割分担のイメージ

2) 協働の街づくり制度の活用と推進

項目	内容
協働の街づくり制度	<ul style="list-style-type: none"> 平成 12 年の都市計画法の改正 住民または利害関係人による地区計画の申し出制度が創設 平成 14 年の都市計画法の改正及び都市再生特別措置法の創設 住民等がより主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことを期待し、また可能とするために、土地所有者、まちづくりNPO、民間事業者による都市計画の提案制度が創設
街づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な情報提供と認識の共有 まちづくりリーダーの育成 まちづくり活動の支援

(2) 実現化の方策

項目	内容
都市計画区域の変更	<ul style="list-style-type: none">・ 今後、本市の『小城都市計画区域』と『牛津都市計画区域』について、一体の都市としてバランスの取れた発展と保全を実現していくために、2つの都市計画区域の一体化や、都市計画区域の拡大など、適切な区域の指定に向けた変更を検討
都市計画の決定・変更	<ul style="list-style-type: none">・ 都市計画マスタープランで定めた方針に従い、地域地区等の規制・誘導制度の活用、街路や公園等の都市施設整備事業など、多様な都市計画の制度・事業を活用・実施していくために、法に基づいた都市計画の決定手続きを実施・ 都市計画決定されたものにあっても、社会・経済情勢等の変化を見据えて、適宜見直し・変更を実施
法に基づく規制・誘導制度	<ul style="list-style-type: none">・ 地域地区・ 地区計画・ 建築協定・ 開発許可制度・ 景観計画
自主的なルールづくり	<ul style="list-style-type: none">・ 行政は、住民が自分たちのまちづくりのために定める“まちづくり憲章”や“まちづくり協定”などの自主的なルールの設定促進に向けて、情報提供やアドバイスなど支援
住民と行政の協働による事業	<ul style="list-style-type: none">・ アドプトプログラム(里親制度)の導入を検討

(3) 都市計画マスタープランの管理と継続的改善

本市の今後のまちづくりは、この都市計画マスタープランの方針に基づき、各種の制度や事業を活用しながら進めていくが、進捗状況を定期的に整理し、計画の適切な管理を行っていく必要がある。

また都市計画マスタープランは、計画期間が長期にわたることから、法制度等の改正など社会経済情勢の変化や、住民の意向等をふまえて適宜見直しを行う必要がある。

さらに、課題への対応策の評価や、新たに生じた課題を整理し、計画へフィードバックすることで、計画を継続的に改善・育成していく必要もある。